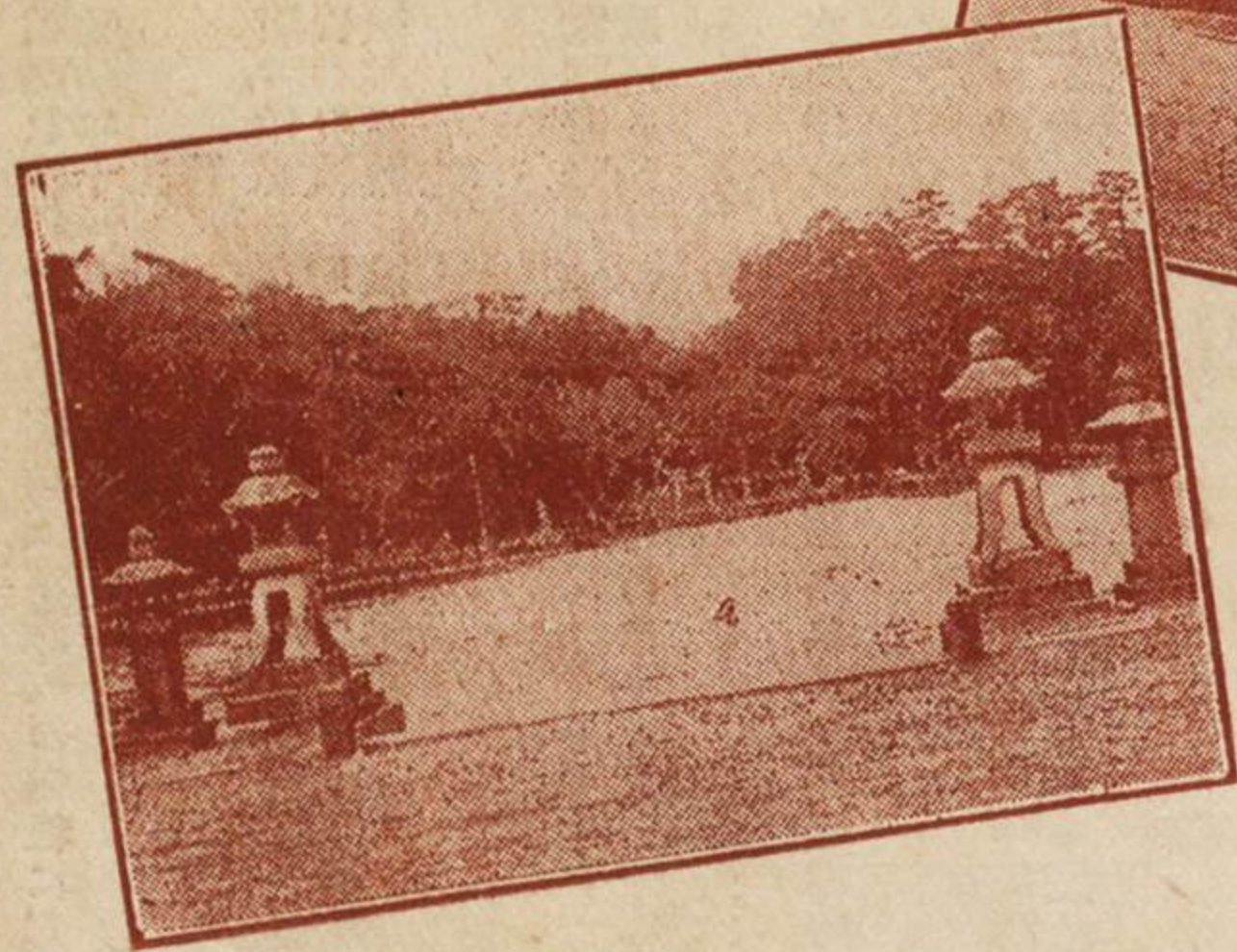
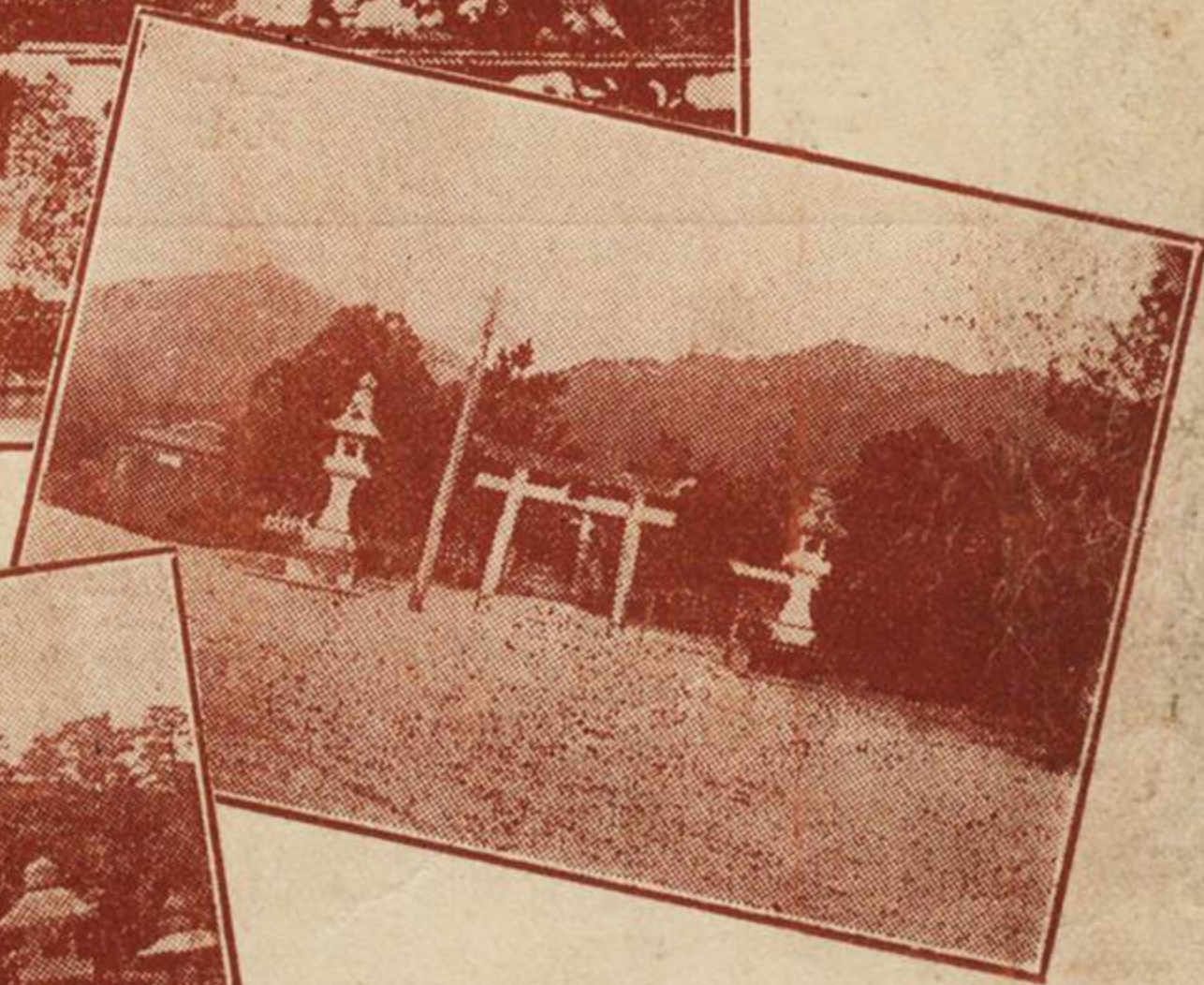
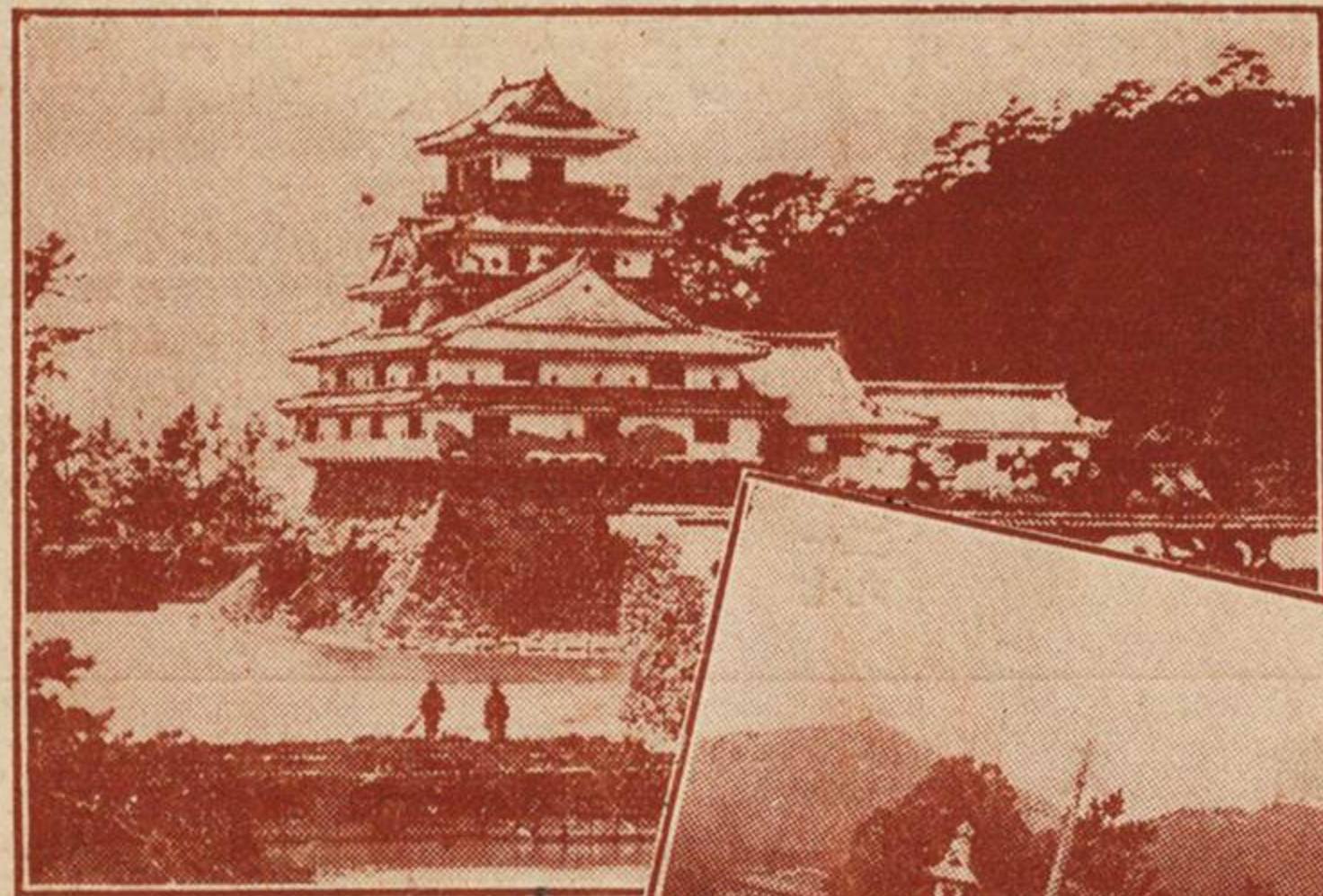


報月萩

號二十二第



號月一年五和昭

行發町萩縣口山

目次

庶般行政... 學事... 産業... 財政經濟... 至自 九二 至自 一七九 至自 二一七 至自 三一九

軍通社衛人雜... 得税の賦課免除に就て... 昭五年徵收田地租に關する調... 至自 三三一 至自 三三六 至自 三三九 至自 四一四 至自 四四一 至自 四四六 至自 五〇六

謹賀新年

昭和五年一月一日



萩町長 林 勇 輔
外町吏員一同

萩月報に就て申上ぐ

萩町長

乾坤一回轉昭和五年の新春を迎ふるに方り本紙も亦號を重ねること二十有二に及び萩町の公報として其の存在を認めらるゝに至れるは畢竟する所闔町を擧げて愛町觀念の旺盛なるに因るものと信じ深甚の敬意を表する次第なり
本紙の使命とする所は萩町の史實を縷報し多々益々町政の理解を得んことを望むに在り其の責重且つ大なるを以て獨り萩町當局者の執筆にのみ放置せらるゝことなく各官公署區長役場其の他公益團體を問はず恰好の資料あるときは時を移さず進んで寄稿されたきを切望して已まざるものなり
本紙の頁數は時々豫定を越ゆることあり之れ蓋し已むを得ざるに出づるに依り昭和五年一月號よりは更に其の内容を充實する爲資本の精選文詞の簡畧に努め切に讀者諸彦の満足を需めむことを期す
茲に改曆に際し其の抱負を披瀝し本紙をして一層有効適正のものたらしめんことを欲す之を諒とせられむことを 敬白

庶般行政

●帝國議會

帝國憲法第七條及議院法第五條に依り昭和四年十二月二十六日帝國議會の開會を命ずる旨十二月二十四日詔書を發布せらる。

●宮廷録事

◎大正天皇三年式年祭 十二月二十五日大正天皇三年式年祭の儀を行はせらる。
◎行幸 天皇陛下は十二月二十五日東京府下多摩摩陵に御參拜あらせらる。
◎皇族會議開會 十二月十七日午前十時宮中西溜間に於て開會の皇族會議に付ては 天皇陛下議事を御統理あらせられたり。
◎節折並大祓の儀 十二月三十一日節折並に本祓の儀を行はせらる。

●山口縣會

通常山口縣會は十二月十三日閉會せり。

●阿武郡町村長集會

十二月二十三日午前十一時より町衙に於て開催、出席町村長二十三名。本會副會長德佐村長藤井一郎氏退職に依り後任副會長として明木村長藤井倉太郎氏を推舉し次で輸入種牡牛に對する寄附金町村分擔額

其の他の事項を協議し正午閉會せり。

●區長及區長代理者異動

東濱崎町第二區長 三好千一
區長代理者 村木伊太郎
全 河内區長 田村喜右衛門
區長代理者 齊藤清一
右十二月就任

●萩町消防手任免

萩町消防組消防手中左の通任免ありたり。
命第二部 消防手 山本四郎

●叙任及辭令

海軍中佐 杉山俊亮
任海軍大佐 海軍機關中尉 三好孝平

◎歲旦祭の儀 昭和五年一月一日歲旦祭の儀を行はせらる。

◎元始祭の儀 昭和五年一月三日元始祭の儀を行はせらる。

◎政始 昭和五年一月四日政始の式を行はせらる。

◎十二月二十四日宮内省告示第四十四號を以て勳一等茂磨王殿下の情願を允され左の通葛城の家名を賜ひ華族に列せらるゝ旨公布
授伯爵叙從四位 勳一等 葛城茂磨

任海軍機關大尉

海軍軍令部參謀兼海軍技術會 阿武清
議員參謀本部部員海軍大佐

免兼參謀本部々員 阿武清
吳海軍工廠造船部長 玉澤煥
海軍造船少將

兼補海軍技手養成所長 阿武清
海軍軍令部參謀兼海軍技術會 議々員海軍大佐
補陸奥艦長

名取艦長海軍大佐 佐田健一
補横須賀海軍工廠總務部々員

朝鮮總督府專賣局事務官 山下真一
全州專賣支局長を命ず 故男爵田中義一家督相續人 田中龍夫
襲爵被仰付

從六位 長宗純
叙正六位

海軍大佐 山本松四
海軍大佐 山縣少介
豫備役被仰付

以上萩町出身者

- ◎歩兵第二十一旅團長更迭
步兵第二十一旅團長陸軍少將 木村恒夫
- 補仙臺陸軍教導學校長
陸軍兵器本廠附陸軍少將 松井七夫
- 補歩兵第二十一旅團長
地方視學官正六位 菊地龍道
- 公立中學校長に任ず
高等官四等を以て待遇せらる
- 萩區裁判所判事
荒地清介
- 補玉島區裁判所判事
船木區裁判所判事 林直早
- 補萩區裁判所判事
以上萩町關係者

◎第九回町會

十二月六日午後一時半より開會出席議員二十八名。開會に先立ち林町長より特志者の寄贈に係はる伊藤博文公筒銅像建設の件に就き説明あり一同より發起

者に加入することの承諾を得次に萩町國光會に對する町會側の代表者として吉松、藤田、土井の各議員を決定し夫れより町會の議事に移り左記議案を附議何れも原案の通可決定し午后四時散會せり。

- 一、昭和四年度萩町歳入歳出追加更正豫算の件
- 一、昭和四年度萩町慈惠基金歳入歳出追加豫算の件
- 一、昭和四年度萩町兒童就學獎勵基金歳入歳出追加豫算の件
- 一、萩町産業統計調査員設置規程制定の件
- 一、萩町副業獎勵委員設置規程制定の件
- 一、昭和四年度隨時徵收萩町特別稅戶數割賦課額決定の件
- 一、椿區一部有財産の處分方法に關する件
- 一、自昭和五年度至昭和六年度小學校營繕費繼續年期及支出方法變更の件
- 一、町村道公用廢止の件
- 一、廢道敷地交換の件
- 一、寄附受理の件(金員二口土地一口)
- 一、區長辭職承認の件
- 一、區長及區長代理者決定の件

◎第十回町會

十二月二十六日午後二時より開會、出席議員二十五名。左記の事項を附議し何れも原案の通可決定午後四時閉會せり

- 一、道路改修に依る潰地買收の件
- 一、町村道公用廢止の件
- 一、廢道敷地交換の件
- 一、廢道敷地讓渡の件
- 一、町有後小畑理立地に關する件
- 一、土地賃貸借契約の件
- 一、寄附受理の件

◎十二月中に於ける本町各種委員會開催

十二月六日午前十時より小學校々舎建築に關する件に付學務委員會開催。
十二月九日午前十時より公有林野中不要存置地拂下に關する件に付林野整理委員會開催。

◎臨時出納検査施行

- ◎十二月十八日午後一時より臨時出納検査立會議員寺戸、柳、村木の三町會議員立會の下に本町各種會計の臨時出納検査を施行せり。
- ◎十二月二十四日午後一時より町立魚市場に於て前記三町會議員並魚市場委員立會の下に同魚市場特別會計の臨時出納検査を施行せり

□十二月中發令の主要法令□

◎國の法規

- ◎文部省告示第三百六十五號(十二月三日)
昭和五年各官立高等學校高等科に入學せしむべき生徒概數、選抜に關する概要及出願手續の件
- ◎勅令第四百三號(十二月二十八日)
家屋賃賃價格調査令
- ◎内務省大藏省令(十二月二十八日)
家屋賃賃價格調査令施行規則

◎大藏省告示第二百二十四號(十二月二十八日)

明治十七年第十八號布告兌換銀行券條例に依り日本銀行より發行する兌換銀行券の内百圓券を改造し昭和五年一月十一日より發行

◎勅令第三百九十六號(十二月二十八日)

昭和五年國勢調査施行令の件(別掲)

◎閣令第四號(十二月二十八日)

昭和五年國勢調査施行細則の件

◎鐵道省告示第二百八十八號(十二月二十八日)

大正九年十月鐵道省告示第九十九號國有鐵道旅客及荷物運送規則中改正の件

◎勅令第三百九十六號

昭和五年國勢調査施行令

第一條 昭和五年國勢調査は昭和五年十月一日午前零時の現在に依り之を行ふ

第二條 昭和五年國勢調査は前條の時期に於て帝國版圖内に現在する者に付左の事項を調査す

- 一、氏名
- 二、世帯に於ける地位
- 三、男女の別

四、出生の年月日

五、配偶の關係

六、職業

七、所屬の產業

八、失業

九、從業の場所

十、出生地

十一、民籍又は國籍

十二、住居の室數

前條の時期前に帝國の港灣を發し途中寄港せずして前條の時期後四日以内に始めて帝國の港灣に入りたる者は昭和五年十月一日午前零時に帝國版圖内に現在したる者と看做す

第三條 前條の調査は各世帯に就き之を執行す

本令に於て世帯と稱するは住居及家計を共にする者を謂ふ
一人にして住居を有し家計を立つる者亦一世帯とす家計を共にするも別に住居を有する者又は住居を共にするも別に家計を立つる者は一世帯とす其の一人なる場合亦同じ

寄宿舎、病院、旅店、下宿屋其の他家計を共にせざる者の集合する場屋又は船舶に在る者にして其の家計を共にせざるものは一場屋又は一船舶毎に一世帯に準ず

第四條 世帯主又は世帯の管理者は其の世帯に現在する者に就き國勢調査申告書を以て第二條第一項各號の事項を申告するの義務あるものとす

第五條 國勢調査申告書用紙は之を各世帯に配付す

第六條 府縣知事は内閣總理大臣の命を承け府縣内の調査の執行を指揮監督す

第七條 府縣支廳長は府縣知事の命を承け管轄區域内の調査の執行を指揮監督す

第八條 市町村長は府縣知事(府縣支廳長の管轄區域内の町村長は府縣支廳長)の指揮監督を承け市町村内の調査の執行を管掌す

第九條 市町村長は調査を執行する爲府縣知事の認可を経て市町村の區域を調査區に分割す但し特別の事情あるときは府縣知事の認可を経て一町村を以て一調査區と爲すことを得

第十條 國勢調査の事務を執行せしむる爲市町村に

國勢調査員を置く。

第十一條 國勢調査員は府縣知事の推薦に依り内閣に於て之を命す

國勢調査員は名譽職とす

第十二條 國勢調査員には別に定むる徽章を交付し職務執行の際之を佩用せしむ

第十三條 國勢調査員は市町村長の指揮監督を承け擔當調査區内に於ける國勢調査申告書用紙の配付國勢調査申告書の蒐集其の他之に伴ふ諸般の事務を執行す

第十四條 國勢調査員各世帯に就き前條の職務を執行する期間は昭和五年九月二十一日より同年十月五日迄とす但し蒐集したる國勢調査申告書の記載事項に關し質問を要する場合は此の限に在らず

第十五條 市町村長は(府縣支廳長の管轄區域内の町村長は府縣支廳長を経て)國勢調査申告書及附屬書類を府縣知事の定めたる期限迄に府縣知事に提出し府縣知事は内閣總理大臣の定めたる期限迄に之を内閣總理大臣に提出すべし

第十六條 天災事變の爲國勢調査員第十四條の期間

内に其の職務を執行し又は之を完結すること能はざるときは府縣知事は直に其の旨を内閣總理大臣に報告すべし此の場合に於ては府縣知事は内閣總理大臣の認可を経て區域を限り別に期間を定め又は其の期間を延長す

府縣知事別に期間を定め又は期間を延長したるときは之を告示す

第十七條 内閣總理大臣の要求ありたるときは各省大臣は所管の官廳、官吏又は吏員に命じ内閣總理大臣又は其の指定したる職員の指揮を承け國勢調査の事務に服せしむべし

第十八條 本令中府縣支廳長、町村長に關する規定は市制第六條及第八十二條第三項の市に在りては市長、區長に之を適用し府縣府縣知事とあるは北海道廳北海道廳長官を、府縣支廳長とあるは北海道廳支廳長を、町村町村長とあるは之に準すべきものを包含す

第十九條 本令を適用し難き場所に關する調査に付ては内閣總理大臣別に其の手續を定む

第二十條 朝鮮、台灣及樺太に於ては第二條第一項一、萩町公設消防組出初式に關する件
一、元椿東區隔離病舎建物賣却の件
一、新年祝賀互禮會開催の件

●國債償還献金者

左記の諸氏より國債償還献金方申出ありたるに付其筋に對し直に手續を了したり

金壹圓也 國債償還促進同盟員、神前早天修

養會代表者 久津内猶一

金壹圓也 國債償還促進同盟員、相互修養會

代表者 三好種芳

金壹圓也 國債償還促進同盟員

豐田ヒチ

金壹圓也 全

堀トシ

以上十二月五日申出

門田健吉

金壹百圓

久津内猶一

金五圓

竹田ミツ

第七號、第八號、第九號若は第十二號に掲ぐる事項の調査を省畧し又は第二條第一項に掲ぐる事項の外必要なる事項を併せ調査することを得此の場合に於ては朝鮮總督、台灣總督及樺太廳長官は内閣總理大臣の承認を受くべし。

第二十一條 朝鮮、台灣及樺太に於ける國勢調査の執行に關しては第四條乃至第十九條の規定を適用せず朝鮮總督、台灣總督及樺太廳長官に於て内閣總理大臣の承認を得て別に其の手續を定む

第二十二條 府縣市町村に於て國勢調査と同時に其の區域の全部又は一部に對し必要なる事項を調査せんとするときは其の事項及方法を具し内閣總理大臣の認可を受くべし。

●萩町告示の主なるもの

一、町會招集の件
一、町道公用廢止の件
一、町會に於て議決したる事件
一、衛生組合認可の件
一、徵兵適令届出の件

金五圓 河田サタコ
金壹圓 福永芳太
金壹圓 安光サダ
金壹圓 秋田幾久榮
金壹圓 野村カッ
金壹圓 三好種芳
金壹圓 藤井貞子

以上十二月十四日申出

金五圓 明倫青年訓練所生徒エム、ユウ生

以上十二月十九日申出

學 事

●小學校教員異動

玉江忠治

明倫尋常高等小學校准訓導を命ず

(十二月十二日付 山口縣)

樺西尋常高等小學校准訓導心得岡 正彦

同校准訓導を命ず (十二月十七日付 山口縣)

白水尋常高等小學校訓導兼山田實業補習
學校助教諭 松永加津
願に依り本職並兼職を免す(十二月二十七日付)

●小學校教員免許狀下附

今回山口縣より萩町在住左記の者に對し尋常小學校
准教員免許を下附されたり
堀本シヅエ

●萩町青年訓練所醫嘱託

十二月二十日附を以て左記六氏に對し本縣より頭書
訓練所醫嘱託の辭令ありたり

明倫青年訓練所 芳野愛介
椿 東同 山本公房
越ヶ濱同 小高與吉
椿 同 増野純亮
山田同 大橋明治

木間同 大藤教一

●萩商業學校費縣費補助金

昭和四年十二月二十六日付を以て萩商業學校費本年
度縣費補助金壹千七百圓交付の指令ありたり

●明倫校學藝會

本校は十二月十六七の兩日を以て尋四以下及尋五以
上の二回に分ち兒童の學藝會を舉行せり今回は兒童
平素の學習に依る學藝的發表並に之が聴取觀覽の態
度を養ひ教師の之に對する講評に依りて日常の學習
訓練の指導を爲すを目的とせるが爲一般父兄保護者
への公開を爲さざる事とせり

●明倫實業補習學校終業式

明倫實業補習學校に於ては十二月九日第二學期終業
式を行ひ昨年一月十三日より第三學期授業を開始す

ることゝす

●明倫校來校視察者調

十二月中に於ける來校視察者左の如し
大阪市鯉江小學校原田庄七外二名 大阪市南新町吉
林藥局中野竹生 廣島縣深安郡平城小學校長小川安
六外二名 室積小學校長徳永壯一 廣島縣安藝郡興
深田小學校長木阪直一 廣島縣安藝郡鼓浦小學校長
難波隆夫 廣島縣安藝郡矢野小學校長金子數登 廣
島縣安藝郡海田小學校長熊中利三 大阪市天王寺小
學校山像太郎 歩兵第四十二聯隊陸軍中佐増田久
猛 山口縣社會教育主事補石川貞右衛門 山陰國民
高等學校長早川一男外生徒六名 茨城縣西茨城郡支
部日本國民高等學校野々山彦鑑外生徒十七名 鹿兒
島中學校生徒戸田一

●明倫小學校兒童服裝統一

明倫小學校に於ては兒童の訓育上並に經濟上の利便

を圖る爲多年の懸案たりし服制を左記の通決定實施
せり

本校兒童服裝に於て
保護者各位に告ぐ

萩町明倫尋常高等小學校
先般保護者會の際に御話し申しました通り本校兒童
通學服を左記の様式のものに定めました
就きましては今後新たに調製購入なざる場合は必ず
此の制服にして下さい男女洋服とも町内各洋服店で
調製販賣してゐます
但し既に購入済みの洋服の着用及和服の着用は差
支へありません

▼(一) 男 兒 制 服
地質……小倉織(木綿)又は毛織、どちらにてもよ
し

▼色合……小倉織は黒色、毛織は黒又は紺
型……詰襟、長ズボン

但し一號、二號(主として尋一、二用)に限りス
テンカラー(ダブル襟、詰襟の打つたもの)半ズ
ボンの型にて差支へなし

(一) 女 兒 制 服

▼地質……綿サージ(木綿)又は本サージ(毛織)どちらにてもよし

▼色合……どちらも紺

▼型……角襟セーラー型(萩高等女學校制服の型)

▼洋服附屬品 白線三本……襟、いかむね、袖口、

に附す

ネクタイ……エビ茶、綿襦子

本校制服の標識とす

(二) 制 服 價 格

▼木綿制服 尋一の小さい分が地質のよしあしで男

子用は一圓六、七十錢から三圓六、七

十錢、女兒用は二圓六、七十錢位。太

さが増すにつれて少しづつ、金高が上る

▼毛織制服 尋一の小さい分が矢張り地質のよしあ

しで男兒用は六圓三、四十錢から七圓

女兒用は五圓五、六十錢位これも太

さが増すにつれて少しづつ、金高が上る

(四) 制服以外の附屬品について

▼靴下及カバー……男女とも「木綿黒地」を本体とし

「指つき」のものどす絹及人絹は許さず

但し高等科女兒童の外は眞の防寒以外には成る

べく着用せしめざる様特に注意ありたし

▼帽子……男兒用……黒ラシャ學生型(在來の帽

子)に白線一本を入る

男兒の帽子は訓育上大切なれば是非着用せしむ

ること

女兒用……冬帽子は通學の際には着用

を禁止す

(夏帽子は安價な麥稈製とす)

▼オーバー、マント、首巻……眞の防寒防水のため

以外には着用せしめざる様注意ありたし

▼袴……高等科兒童に限り和服の場合は袴を着用す

ること

▼履物……靴、下駄、草履等何れにても差支なし

◎夏服の規定は追ってお知らせいたします

●椿西小學校第三回母の會及
兒童成績品展覽會

十二月二十三日午前九時半開會、河野萩中學校教諭
の家庭教育及生活改善に關する講話等ありて正午閉
會せり

兒童成績品展覽會は其の以外に幼年幼女の讀物及母
の爲の讀物等をも陳列し之に併せて補習學校女子部
女子青年團聯合の「バー」をも開催せり

●椿青年講座

昭和四年一月以來毎月開設の椿青年團主催の十二月
講座は同月二十三日午後七時半より開會、明木圖書
館伊藤新一氏の圖書利用活用上に關する講話あり同
十一時閉會せり。

●萩町聯合青年團並女子青
年團修養會

萩町聯合青年團並女子青年團主催の修養會は十二

月十三日より同十五日迄を青年團、同十六日より十
八日迄を女子青年團の期間と爲し北古萩町海潮寺内
禪堂に於て開催參加團員は兩會共各三十名にして講
師本縣社會教育主事補石川貞右衛門氏指導の下に町
内各小學校教員の助力を得藤村會長を始め講師以下
團員一同寢食を共にし夫々所定の行事を了り修養に
資する所多大なるものありたり。

青年團會期中に於ける特別講演

禪と現代思想の傾向 木村海潮寺住職

所 感 福田 中 將

所 感 八道 少 將

警察事務に就て 向原萩警察署長

女子青年團會期中に於ける特別講演

宅地の利用と促成栽培に就きて

成澤 萩町技手

七福神に就て 木村海潮寺住職

家庭經濟に就て 八道 少 將

社 會 見 學

今期中青年團は香川津沖見工場、同所傘骨工場並萩
町工業傳習所の三ヶ所女子青年團は土原區原田藤左

衛門氏經營の促成栽培園の見學を爲したり

●萩町各青年訓練所教練查閲

萩町六青年訓練所生徒の教練實施狀況を查閲の爲山口四十二聯隊附増田中佐查閲官として來萩左記日時に於て查閲を了し併せて管理者、主事、指導員に對する希望並に生徒に對し懇切なる訓辭ありたり因に查閲中第一日は河村本縣社會教育主事補第二日第三日は石川本縣社會教育主事補臨場の外町青年訓練所顧問藤村、市川兩大佐並に青木少佐尾家大尉金子特務曹長共臨席せられたり

- 第一日 十二月十八日午後二時 山田竝木間青年訓練所
- 第二日 同 月十九日午前八時三十分 明倫青年訓練所
- 同日午後一時 椿青年訓練所
- 第三日 同 月二十日午前八時三十分 椿東青年訓練所
- 同日午後一時 越ヶ濱青年訓練所

●萩町に於て成人講座開設

今回文部省、山口縣及萩町共同主催に依り左記要項の通成人講座を開設することとなり多數申込ありたし。

- 一、會 期 自一月十日至一月十四日毎週月、水、金曜日午後七時より十時迄
- 一、會 場 萩商業學校
- 一、講座科目 公民科 實業科
- 一、講 師
 - 公民科 萩中學校 教諭 河野 通 毅
 - 萩商業學校 教諭 竹 内 八 郎
 - 萩 町 長 林 勇 輔
 - 實業科 萩中學校 教諭 村 岡 徹 介
 - 萩商業學校 教諭 清 水 一 良
- 一、申込資格 正會員年齢二十歳以上の男子
- 一、申込期限 一月八日迄に町役場學務課へ申込
- 一、聽講料不要尙ほ終了者には文部省より修了證書を交付せらる

●史蹟名勝天然紀念物保存法に依る指定

十二月十七日文部省告示第三百七十號を以て史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に依り指定の内萩町關係の分左の如し。

- 史蹟
 - 明倫館水練池 附明倫館碑
- 地名、阿武郡萩町大字江向字江向
- 地域、四七二番内實測五坪三合五勺、四七四番内實測七坪六合八勺、四七四番内實測二坪五合九勺、四八八番内實測五坪二合四勺、六〇二番内實測二百九十六坪四合五勺。

●中等學校入學者選抜方に就て

中川文部次官談
男女の中等學校に於ては試験に依つて入學者を選抜することが久しく實施せられて居たのであるが之に

伴ふ弊害甚だしきものありたるを以て之を匡救せんが爲に昭和二年文部省は訓令及通牒を發し出身小學校長より報告を爲さしめ更に人物考並に身體検査を行ひて入學者を選抜することに改めたのである。然るに之が實施の結果を見るに改正事項に關して往々其の解釋を異にし又一面には試験の害を矯むるに急にして内申萬能の弊に陥るものもあつて之が爲に間々一種の情實が行はれんとした痕跡のあるのは頗る遺憾とする所である。

改正方法發令當時の當局の説明に依つても其の準則とする所は出身小學校長の報告人物考査及身體検査の三者を併せ用ひて入學者を決定すべき精神であつて單に小學校長の報告のみに依つて之を決定するが如きことは期待して居らぬのであるただ其の間に種々の誤解を招き實施上の行違を生じたやうに思はれる故に今回は改正方法の精神を明確にし且之を補正する爲に通牒を發することにした譯である。従つて今回の通牒は文字の示す通り至極簡明であるが、一、二の重要な點に就て申し述べると中等學校では其の入學志願者に關し出身小學校長より提出す

る報告を十分に参酌することによりて其の小學校時代に於ける教育の成果に重きを置くのであるが其の報告に依つて直に入學候補者中より除き得るのは成績等不良にして到底中等學校の修學に適當ならずと認むるものゝみに限ることを明にした。

而して一般には常識(尋常小學校卒業者として當然有すべき知能)素質、性行等の人物考查並に身體検査を行ひ是等の結果と小學校長の報告とを比較考量して入學者を決定するのである。尙人物考查は平易なる口頭試問の方法を用ふるを本則とし之に依つて入學志願者の常識と共に素質性行等を及ぶ限り審に認知せんことに努むべきであるが必要がある場合には口頭試問の外に平易なる筆記試問を加ふることを認める。併し口頭試問と筆記試問との兩者を通じて小學校に於ける平素の教育が着實に行はれ兒童をして日々の課業を規律正しく學習せしめて居たならば必ず良好なる結果を現はし一時に急速な準備教育を施しても何等の効を奏せざるが如き材料方法に依つて實施することを旨としなければならぬ。

教育の實績を擧ぐることに全力を盡して兒童の上級學校入學に便するが如き準備教育を行はず中等學校では性行實力等に付公正なる選抜を行つて適當なる生徒を収容することに努め兩者相俟つて教育の完美を期することが出來ると信ずる。

●萩町各青年訓練所生徒 修了並進級狀況

- 昭和四年十二月末を以て修了又は進級したる萩町六青年訓練所生徒の狀況左の如し
- 明倫青年訓練所
- 一、昭和四年十二月二十二日午後二時半修了證書並進級證書授與式舉行
- 一、修了生徒數 普通班六名 特別班八名
- 一、出席良好に付主事より表彰を受けたる者 九名

- 一、進級生徒數 四十二名
- 一、本年入營せる生徒數 二名

椿東青年訓練所

- 一、昭和四年十二月二十五日午後七時修了證書授與式舉行
- 一、修了生徒數 三名

- 一、越ヶ濱青年訓練所
- 一、修了生徒數 一三名

右の内二名に對し修了證書を交付

- 一、進級生徒數 二年次一〇名 三年次一五名

椿青年訓練所

- 一、昭和四年十二月二十五日午後七時修了證書授與式舉行
- 一、修了生徒數 五名(開所以來計一四名)

- 一、授賞者 四名(開所以來計一四名)
- 四ヶ年間皆勤者 笠屋區 佐々木市治

- 精勤者 五名
- 一、出席優良區表彰

- 第二區(笠屋) 出席歩合 九五、一一
- 山田青年訓練所

産 業

●貿易通信員の増設

今般左記の六ヶ所に貿易通信員を増設し各担任地域に於ける貿易事情特に商取引の實際方面に關する調査を爲さしむることとなりたる旨其の筋より通牒ありたり

駐在地	擔任區域	氏名
重慶	支那四川、西康兩省	大谷彌十次
ウイーン	奧地利、洪牙利、毀須、ユーゴ、スラビヤ、波蘭	泉谷民一 (目下駐在地に滞在)
ブラッセル	白耳義、和蘭、丁抹ルクセンブルグ	齋藤功
バンクーバー	加奈陀西部、米國シヤトル及ボートラント地方	壽間正雄 (昭和四年十一月三十日駐在地出張)
ハバナ	玖馬其の他印度諸島ベネズエラグイナ	田中耕
サンチャゴ	智利、ポリビヤ	新谷吉松

●蔬菜促成栽培指導團設置

近時世運の進歩と共に蔬菜促成品の需要益々多きを加ふるに至り其の栽培は頗る有利なるものとなりたるに依り之が奨励の爲堀内春日神社隣り三浦由辰氏宅内に本町の指導團を設置し其の處理を同氏に依託することとせり神社參拜の途中御見學ありたきを望む

●本縣穀物検査規則中一部改正

昭和四年十二月十七日縣令第一一〇號を以て發令せられたる要領左の如し

- 一、規則第二條の改正に依り縣内輸送を目的とする穀物の汽車電車積又は船積に依るものに對しては移出検査を要せざることとなり右改正の主旨は縣内取引穀物の差別的規定を撤去したるに過ぎず之が爲移出検査を経ざる穀物を移出するが如き過誤無きを期するは勿論縣内取引の穀物と雖移出検査等級に依りて取引することの有利なることは第三項の主旨の通なり
- 二、規則第四條但書の改正は麥類に對し集合受檢の方法に依り生産者に於て等級を附して取引を爲し得るの途を講し以て其の販賣を有利ならしめむとする主旨なり
- 三、規則第九條第一號の結末 但書の改正は第二十四條第三項及第二十五條の二の改正と相俟つて運用せらるるものにして從來移出検査受檢に當りて

は農業倉庫入庫に依る場合の外包装に縦繩を施すべき規定なりしを移出せざる穀物に付ては之を省略し得ることとなりたるの結果豫め移出検査等級を附せむとするものは何れも希望検査として縦繩を施さずして受檢し得ることとなり随つて移出に當り縦繩のみの點檢を受くべき次第なるも其の主旨的とするところは規則第二十二條第二項の運用に依り廣く集合検査の施設を促進し移出検査等級に依る取引を奨励し以て農家の穀物販賣を有利ならしむることに資せんとするの主旨なり

●稻作害虫黒椿象驅除試験成績

昭和四年度萩町農會に於て稻の害虫黒椿象驅除試験を行ひ左の成績を收めたり

- 記
- 一、試験區相當者 萩町大字椿字河内 田村清始
 - 一、試験區別

區別	ネオトン使用區	ネオトン單用	備考
一	ネオトン半封度	半封度	五〇% 反當施用水五斗に溶解
二	魚油石鹼半封度	一封度	八〇% 全
三	二封度	二封度	全減 全
四	硫酸ニコチン使用區	四分の一封度	二〇% 水五斗に溶解す
一	半封度	六〇% 全	
二	一封度	九〇% 全	
三	二封度	全減 全	
四	二封度	全減 全	

備考 一、本試験は七月二十二日を始めとし爾後三回に亘り實施せる平均死滅率を示す

二、試験成績に依る考察

以上の成績に依り其の使用量少きときは「ネフトン」に魚油石鹼を配合して施用するを可とす「ニコチン」は成績顯著なるも經費嵩むの傾きあり其の反當經費は「ネフトン」に於て約二圓八、九十錢「ニコチン」に於て約四圓を要す

●産業組合の解散

大正二年二月十一日を以て設立したる北古萩信用購買販賣組合は近時財界の不況に伴ひ貸付金の回収困難に陥りたる爲昭和四年十二月十九日臨時總會に於て之を解散することとせり

●萩町主催竹林講話會狀況

萩町に於ては今回農家部落副業獎勵の爲山口縣技手蝶野勝四郎氏を聘し左記日割を以て竹林講話會を開催せり聽講生は終始熱心に研究を遂げ短期間に拘らず多大の竹林熱を喚起せり

十二月九日 小原區公會堂
十二月十日 椿八幡宮
十二月十一、十二日 木間尋常高等小學校

●昭和四年夏秋蠶屑物統計

玉屑總計 四百十一貫二百八
價 額 一千〇六十三圓

因に本年春夏秋收繭總量は六千五百三十貫二百八にして家用を除き販賣したる總價格金四萬一千五百圓四十五錢なり之を前年の夫れに比すれば貫數に於て八百〇四貫價額に於て金一萬〇七十六圓七十九錢の増收となれり

●蟹網編網競技會

副業獎勵の爲十二月十五日午後一時より萩町公會堂に於て本町主催蟹網編網競技會を開催せり競技種目は網目一尺八寸百八十九掛長十二節の物一反編みとし參加人員五十六名の内左記二十五名の入賞者に對

- 五等賞 小畑浦 千草 フサ
- 同 鶴江 中村 チヨ
- 同 濱崎町 船戸 タヨ
- 同 鶴江 中村 キク
- 同 小畑浦 泉 ノブ
- 同 鶴江 關屋 シゲ
- 同 小畑浦 古見 キク

●機船底曳網漁業禁止區域制定

十二月十七日日本縣内務部長より左記の通り通牒あり

機船底曳網漁業禁止區域制定の件
大正十年九月二十二日農商務省令第三十一號機船底曳網漁業取締規則に依る漁業禁止區域を左の通定む

本令は昭和四年十二月一日より之を施行す
昭和四年十一月十二日

長崎縣知事 伊藤喜八郎

七午後四時褒賞授與式を舉行せり當日は一般の參觀者五百名以上に及び意外の盛況を呈せり

- 一等賞 小畑浦 上田 ハナ子
- 二等賞 熊谷町 小野 スエ
- 同 小畑浦 古見 スミ
- 三等賞 香川津 鳥田 ユキ
- 同 濱崎町 伊勢島 タカ
- 同 香川津 岩崎 シマ
- 同 小畑浦 土井 キク
- 同 樽屋町 大庭 ウノコ
- 同 前小畑 木村 ハツコ
- 四等賞 河添 横山 マッコ
- 同 前小畑 岡田 キシノ
- 同 江向 村田 フミ
- 同 松本市 尾崎 ツネ
- 同 香川津 鳥田 キク
- 同 小畑浦 松浦 マツ
- 五等賞 鶴江 村木 トシコ
- 同 小畑浦 上田 マセ
- 同 同 橋本 ツル

記
五島列島福江島笠山崎同崎より肥前國伊王島頂上に至る線上笠山崎より十八海里の點黃島頂上より東南東十海里の點同島頂上より南南東十海里の點及同頂上より南南西十海里の點の各點を連結したる線に依りて圍まれたる海面

●兔毛皮輸出取引協議會の經過

本年十一月七八兩日帝國農會主催を以て開催せられたる標記協議會の經過左の如し

協議決定事項

- 一、本冬生産見込數 一、二〇八、八六〇頭
 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神奈川、新潟、長野、愛知、兵庫、岡山、各縣の分)
- 二、本冬の出荷見込 九三八、〇三九枚(兔毛皮)
 (前掲諸縣但し兵庫縣不明)
- 三、消費見込

輸出さるゝものは出廻り數の約八割、内地消費は其の殘即ち出廻數の二割見込

四、内地取引關係改善策

- (1) 取引は目下生兔取引多きも將來は乾皮取引に改善すること
- (2) 乾皮取引の場合屠殺剥皮及乾皮は道府縣農會町村農會又は養兔組合等の共同事業とし乾皮の出荷は是等の共同出荷とすること
- (3) 共同出荷の荷受人は帝國農會販賣斡旋所又は信用ある問屋若は輸出商とすること
- (4) 出荷品の規格に付ては大體左の如く決定し之に基き選別し價格を協定し取引の敏速と確實を期すること

決定規格

- 形狀及品質に據り區分す
- 一等品 純白にして腹毛あるものを左の四區に分つ
- 特大長(肩先より尾際まで) 二〇吋以上 幅(狭き所) 一〇吋以上
- 大長(同)

需給の圓滑を期すること

五、輸出促進上の改善策

- (1) 生産者に於て優良兔毛皮の生産に努むること
 此の場合優良兔毛皮とは形體大、毛生密、色沃可良にして張過ぎ、汚染、血液附着等なきこと
- (2) 選別に當つては夏毛、古毛、の混入形狀品質の不同を避くること
- (3) 海外兔毛皮の取引状況を可成常時調査し之を當業者に周知せしむること

●船舶登録

熊本遞信局海事部に於て昭和四年九月中船舶原簿に登録せしもの、中萩町關係の分左の如し

船名	總噸數	所有者氏名
第一昭和丸	一三七	河口甚吉
第二昭和丸	一三七	全人

- 品質劣等にして二等級品以下のもの
 以上の規格に據るも張過ぎのものは其の程度に應じ等級を低下するものとす
- (5) 不正商人の不正取引に依る生産者並に輸出業者、問屋業者の被害を防ぐ爲道府縣又は道府縣農會に於て可成生産者と取引を爲すべき確實なる商人を指定し其の買出に付ては相互便宜を計ること

(6) 乾皮取引の増進に基く兔肉の處分に付ては一般殊に農村に兔肉の消費を奨励するの外軍隊其他大に需要者と農會、養兔組合等と聯絡を計り

第一萩丸	二八	松本卯三郎
第二萩丸	二八	全 人
第三鱗成丸	三九	藤山正助
第五鱗成丸	三九	藤山清太郎
第三昭和丸	四二	河口常一
第五昭和丸	四二	全 人

◎桑園の改良に就て

養蠶を爲す上に最も大切なものは桑園である従つて良桑を以てせば良蠶を得ることも當然である現今に於ける桑の種類は凡そ百五十種あれ共比較的栽培し易くして蠶兒の嗜好に適し且つ本縣に於て推奨せらるゝ品種を擧ぐれば赤木市平、大葉早生、紫早生、改良和助十文字、改良魯桑、國桑七十號、國桑十三號、八房、正可等である

苗木の選び方 近時の移入苗には随分不良なものを見ることがある稀には病虫害の有るものもあるので左の條件を基として購入すべきである

- 一、桑樹の長短を論せず根部の發育充分（俗に筍苗とも云ふ）なるもの
- 一、桑苗は一年生接木（可成本接）にして根部の著しく乾燥せざるもの
- 一、縣又は桑苗同業組合の検査合格品なること
- 一、病虫害の無きもの
- 一、信用ある店舗より購入すべきこと

苗木の植付方 桑は普通の作物と異り一度植付ければ十五年や二十年は植替への必要なきものなる故開墾や植付は入念にすべきである如何なる良苗と雖最初の植方が當を得てゐなければ良園とならざるのみならず桑樹の齡にも關係するものであるから良く注意して植付くべきである本縣で試験の結果最も優良と認め獎勵せらるゝ方法は畦間五尺株間二尺（反當千八十本）の密植植であつて畦立の方向は傾斜地でない限り可成南北向に深さ一尺巾一尺の溝堀と爲し表土と眞土を左右別々に堀り下け溝の底部に表土を

二寸程入れ其の上に堆肥二寸更に表土二寸を入れ而して剪定したる苗を根の發育したる方を北向とし根部を擴げて叮嚀に植へ最下部の芽の所迄表土を掛け三四芽を残して馬蹄形に切斷し芽の伸長するに及んで土を均し初年に於て是非三四芽を出さしむる必要がある但し右の畦間株間は普通の耕地に於ての例であつて瘠地に在りては畦間四尺五寸株間一尺八寸にても差支へ無い一般に植方は右に従ふと雖植付當時に於ける土の掛け方が多き過ぎの爲光線の不透入に依り苗の下部より發芽せず上部より一芽位發育し初年よりして非常に株が高くなり二三年にして見苦しき桑園となる例尠からざるに付最初の植方に餘程注意を致し苗の根部に近き方より發芽することが肝要である

施肥の方法は植付の際反當堆肥二百貫目新梢五六寸伸びたる頃人糞尿二十荷を施すを適當とす
 施肥及耕耘 初年は根部の發育充分ならず且基肥として相當の分量が施してあれば追肥として施す程の必要なきも然らざる場合は青刈大豆又はサードゥイッケン等を播き繁茂せる時之を刈り一二日間干した

る後堀埋めるのが最も簡單にして經濟的である

耕耘除草は年三回として春三月夏六月秋は十一月末とし落葉結束後行ふ是は新舊何れの桑園も同じことであるが出來得れば八月に中耕をすれば尙ほ結構である

摘桑及株直し摘桑は初年は發育上害ある爲良しからず二年目春季各枝二三芽を残して伐採し秋季より摘桑するがよろしい新植に非らざる桑園の耕耘除草も前述の通なるも施肥量に於て一般に不足を告げ桑の出來が漸次劣る傾きがある要するに是等は毎年金肥のみに依り栽培せられ自然有機質肥料の欠乏した爲地力の劣れるに原因するものであるから金肥や人糞尿のみに依らず簡單にして最も安價而も自家に於て廢物を利用して製造し得る堆肥を毎年三四百貫以上施す必要がある

結束及堀上げ 結束の目的は耕耘施肥除草の便を計り風雪の害を避け枝條を正しく育てる爲十一月末より十二月上旬落葉後之を行ひ十二月中旬より株元を堀上げ所謂寒帷子の耕耘を爲すのである此の場合には牛耕するのが便利である堀上げに際しては極度に根

部を露出し損傷せぬ様心掛くべきである
 病虫害驅除 桑園として恐るべきは病害である其の主なるものは根腐病、紋緻病、桐枯病、萎縮病等であつて之が小部分に發生の場合は藥液驅除の方法あれ共著しく蔓延するときは到底之を喰ひ止むることが出來ぬ斯る場合は全部掘上げざる可からざるに依り見當り次第掘取り其の周圍に深き溝を設けて之を隔離し二三年の後異品種を新植するがよい就中萎縮病は生理的病害なるに依り(稀には線虫の寄生もあり)其の發生の場合は直に之を掘取り採木法に依るか又は二三年生(可成五六年以下)位の株を丁寧に剪定して補植するがよい
 害虫驅除 桑樹の害虫は年に依り著しく發生し爲に掃立を控へざるべからざることあり、只貝殻虫は石灰流黄合劑にて撲滅し得るも其の他にありては藥液驅除として理想のものなきに依り絶へず注意して害虫の捕獲を怠らず又は株根等に點々藁等を敷き之に害虫を導き或は秋季落葉後枯葉を集めて焼却するがよい

●萩町立工業傳習所狀況

- 十二月
- 一、四 日 大連輸入組合員瓦石洋行及岩倉洋行注文品座敷用紙屑入七十個を發送す
 - 一、六 日 北鮮雄基松尾商店の注文日用品八十五點を發送す
 - 一、九 日 大連輸入組合聯合會に對し委託としてステッキ五打半及花筒十一本を發送す
 - 一、十 日 防府町大月商店注文品炭斗三十個を發送す
 - 一、十四 日 萩町聯合青年團長以下青年團修養會員四十名當所業務視察の爲來所

●改良澤庵漬講習會開催

今回本町主催を以て吉敷郡西岐波村師井芳助氏を講

師として招聘し十二月二十八日より三十日迄三日間に亘り沖原荒地三郎氏宅に於て本講習會を開催せり第一日目の講習生約三十名共相當經驗を有し質問等多く熱心に研究を遂げ從來の方法を一層改良せざるべからざることを知得するに至れり第二日目は實地指導第三日目は沖原出荷組合員を會同し向後の出荷に付協議する所あり何れも其効果甚大なるを認めたり

●萩町立萩魚市場賣買取扱高

(昭和四年十二月分)

區別	本月份賣買取扱高	年度累計
萩魚市場	六九、〇八	四九、五〇
越ヶ濱出張所	一三、七六	一四、八九
玉江出張所	二、六五	六〇、一四
計	八五、五二	六五、五七

●十二月中の氣象

氣温平均 最高氣温 最低氣温 雨雪量

一一、六九	一四、二八	六、四〇	一七七 六
-------	-------	------	-------

●十二月中風向觀測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多	方向
二	一	一	一	一	一	二	二	三	三	南東北西

●十二月中天氣類別日數

種別	日數
晴	五
晴曇	六
雪	二
霰	一
霜	一
濃電	一
霧	一
雷	一
地震	一
最高	一
最低	一
以上	一
以下	一

●十二月中萩港輸出入貨物調

品名	噸量	價格	輸出先
杉丸太	一三三	二、七〇	關東州
青竹	三	四五	全

品名	噸	量	價	格	仕出地
清酒	二		五〇		全
鯛粕	三		七五		全
竹細工品	二		一〇八		全
木製品	一		二六		全
合計	一四		四、二四		
品名	噸 <td>量 <td>價 <td>格 <td>仕出地</td> </td></td></td>	量 <td>價 <td>格 <td>仕出地</td> </td></td>	價 <td>格 <td>仕出地</td> </td>	格 <td>仕出地</td>	仕出地
家畜飼料	三三		九〇		關東州
合計	三三		九〇		
本年一月以降累計			九〇		
輸出(數量)		三、〇九噸		一三、一〇五圓	
輸入(數量)		七噸		三、三〇圓	
輸出入(合計)		三、一七噸		一五、四八五圓	

●一月の蔬菜園藝養鶏及養蠶の行事

一、蔬菜園藝
 收穫販賣 葱、子持甘藍、萩大根、宮重大根、水菜、菠薐草

施肥中耕
 葱頭、蠶豆、甘藍苗、葱苗、麥、採種用大根、採種用白菜(桑園)
 夏蔬菜の準備
 苗床の構成、温床用油障子の張替
 一、果樹
 梨、桃、柿の剪定
 貯藏果の手入
 接穂の準備
 果樹園の肥料設計
 薬剤の調製
 袋の調製
 一、温床
 播種 茄子胡瓜、菜豆をフレームの中に播種す
 一、軟化促成
 促成用の山椒を植込む
 土當歸の軟化に取掛る
 一、加工
 大根の割干製造
 一、養鶏

財政經濟

◎家屋税に就て

大正拾五年地方税制整理の結果府縣の戸數割を廢し新に家屋税を設けられたことは今更事新しく言ふ迄もないが其の家屋税なるものは家屋の賃貸價格を課税標準とすることになつて居るから家屋の賃貸價格を調査せねばならぬのである而して家屋税なるものは昭和二年度より施行されたのであるが家屋税の課税標準たる賃貸價格の調査に付ては相等時日を要するが爲に一應の調査を完了する迄は適當なる方法

に依り之を賦課すること、し一面には大正十五年度より昭和四年度迄の間に於て家屋の賃貸價格を調査することに定められたのである従つて其の間に於ける家屋税の課税標準は賃貸價格と爲さず變則的に建物の構造、坪數、用途及敷地の地位に依り家屋に等差を設けて之を賦課し尙ほ賦課總額を市町村に配付し得べく規定され本縣に於ても其の便宜法に基き昭和二年度より昭和四年度迄三ヶ年の間賦課徴收し來たのであるが昭和五年度以降にありては愈々家屋の賃貸價格は法令の定むる所に從ひ之を決定せねばならぬのであるから曩に縣令を以て家屋賃貸價格調査規則を發布し縣直接各市町村内に於ける家屋の約一割に就き標準調査を行ひ然る後其の調査したる標準に從ひ残り約九割の家屋全部に涉り各市町村が調査に當ることとなつたのである而して其の調査したるものを家屋賃貸價格調査委員會に附議し最後の決定は北海道に在りては北海道長官、府縣に在りては府縣知事之を爲すことになつて居る去る十二月二十八日付勅令第四百三號を以て公布せられたる家屋賃貸價格調査令に依れば其の調査機關は市町村を單位と

する第一次委員会と數市町村を合したる區域を單位とする第二次委員会の二部に分ち市町村長は家屋の賃賃價格に關する下調書を調製して第一次委員会に提出し委員会は家屋の賃賃價格を調査し其の調査書を作製し第二次委員会に送附するのである。○賃賃價格は第二次委員会の調査の結果に依り家屋の賃賃價格を決定することになつて居る萩町に於ける本件の調査は昨年末を以て大部分を完了し目下整理中である。

●縣稅雜種稅課目課額中改正

昨年の通常縣會に於て議決昭和五年度分より適用する爲縣稅雜種稅課目課額中改正に係るもの左の如し

- 一、手押車、猫車の課目課額を左の如く改む
手押車、猫車(農業専用たるものを除く)壹輛年稅金壹圓參拾貳錢
- 參考 改正前農業専用車壹輛年稅金四拾八錢
- 一、自轉車の課額中左の如く改む
- 乙、發動機の具備せざるもの

●不動產取得稅の賦課免除

不動產取得稅は縣稅賦課規則第二十二條に依り不動產取得のとき其の全額を賦課し建物に付ては工事竣成のとき其の全額を賦課することとなるも左記を該當する場合は其の賦課を免除せらる

- 一、耕地整理及林野整理の爲換地處分に依るもの及公益の用に供する不動產の取得
- 二、自作農創設維持資金の供給を受け耕地を取得し又は自作の爲に一戸の所有面積五反歩に達する迄の耕地の取得但し不動產取得の日より十日以

二輪のもの 壹輛 年稅金參圓八拾錢(改正前 金參圓九拾六錢)

三輪以上のもの 同 同金六圓九拾錢(改正前 金七圓貳拾錢)

車輪直徑二十二インチ以下の小兒乗用の乙二輪の自轉車は本稅の半額を課す

一、河川漁業中鰻畔の課目課額を削る

●昭和四年十一月分納稅成績

十一月分の納稅は國稅資本利子稅第二期、營業收益稅第二期同附加稅、同附加町稅、縣稅雜種稅、同附加町稅及縣稅營業稅同附加町稅の八種にして内資本利子稅は完納となり其の他の稅にして完納したるものは左記十九區なり

- 土原第二區、江向第一區、河添第一區、河添第二區、堀内第一區、堀内第二區
- 山目代區、上野區、鶴江第一區
- 河内區、笠屋區、大屋區、沖原區、霧口區、金谷區、雜式町區、青海區
- 山田第一區、小原區

軍 事

●武官候補者任官

萩町大字土原 藤田 太郎
昭和四年十月二十五日付陸軍砲兵少尉に任じ野砲兵

内に取得耕地の地番、地目、反別、地價、價格及免除事由を具し證書類を添付又は提示して町長に申請することを要す

三、移築したる建物又は罹災後三年以内に其の復舊の爲再築し若は取得したる建物但し増加價格に對するものを除く

●昭和五年徵收田地租に關する調査

反別	筆數	地價	地租
六〇、八五〇、五二	六、三六	一九一、八〇、三三	八、六六、七
徵收	收	價	租
反別	筆數	地價	地租
五、四六二〇	九六	一五、六三、七	

備考 不徵収とあるは地租條例第十三條の二に因る免租の申請を持したるものなり

第八聯隊附に補せらる

◎在郷軍人の進級

昭和四年十一月勤務演習召集中に於ける進級者左の如し

歩兵伍長に任せらる 萩 步上 藤山 忠藏
歩兵科下士適任證書を附與せらる 椿 步上 池田 次郎

◎陸軍將校生徒志願者

昭和五年度陸軍將校生徒を志願したる者左の如し
陸軍士官學校豫科生徒志願者

萩町岩田忠夫以下十五名
陸軍幼年學校生徒志願者

萩町粟屋勝輔以下十五名

◎入退營者の歡送迎會

昭和四年退營者及昭和五年入營者の爲十二月二十一日午前十時より縣社春日神社同椿八幡宮同松陰神社に於て入營者宣誓式并退營者の奉告祭を施行し式後入營者四十名退營者五十名の爲萩町公會堂を會場と爲し簡素なる歡送迎會を開催せり當日の參列者は林萩町長市川萩町聯合分會長藤村萩町聯合青年團長栗屋、岡村萩町聯合分會副會長、二階萩分會長、金子椿東分會長、出羽越ヶ濱分會長、石丸椿分會長、大田山田分會副會長、各青年訓練所主事及指導員等なり

◎徵兵適齡届出に就て

一、明治四十二年十二月二日より明治四十三年十二月一日迄の間に出生したる者は昭和五年度の徵兵適齡者となるものに付昭和五年一月三十一日迄に其の旨を戸主より本籍地町長に届出づること
二、徵兵適齡に達せざる前より志願に依り陸海軍の兵籍に編入せられある者は兵籍編入届を昭和五年

一月中に戸主より届出づること
右の届出を怠りたるときは兵役法第七十七條に依り罰金又は科料に處せらる

◎寄留地に於ける徵兵受檢に就て

前記徵兵適齡者にして寄留地に於て徵兵検査を受けむとする者は昭和五年一月三十一日迄に其の旨を寄留地の府縣兵事官同支廳長又は市區長宛に願出で許可を受くること但し朝鮮に在りては師團長、台灣に在りては台灣軍司令官、關東州南滿洲に在りては關東軍司令官宛に願出で許可を受くること

◎海軍志願兵募集

昭和五年度徵募せらるべき海軍志願兵の人員及萩町検査期日並場所等左の如し
吳鎮守府に於て徵募せらるべき海軍志願兵採用員數
水兵八五〇名(内掌電信兵一〇〇名)航空兵三〇名

機關兵六一〇名 船匠兵二五名 看護兵三〇名
主計兵七〇名 計 一、六四八名
萩町検査日時 昭和五年一月三十一日午前八時三十分より開始
検査場所 元阿武郡役所
志願者は昭和五年一月二十日迄に其の旨を萩町役場へ願出づること

掌 電 信 兵 滿十五歲以上滿十九歲未滿
空 兵 滿十五歲以上滿十七歲未滿
其の他の志願兵 滿十七歲以上滿二十一歲未滿
(自明治四十二年十二月二日生)
(至大正四年十二月二日生)
(自明治四十二年十二月二日生)
(至大正二年十二月二日生)

志願者の學力
高等小學校卒業以上の者
其の他注意すべき事項
一、從來徵兵適齡者にして徵兵検査の際海軍兵を志

願し是非採用せらるゝ様にと懇願する者多数あり然るに徴兵適齢者の志願に對しては兵種の希望を許されざるが爲其の目的の全部を達成すること能はず幸に之を採用せられたるにしても志願兵に對しては毎年家族扶助料として金十八圓を支給せらるゝ等待遇上に於て大なる差異あり

二、徴兵適齢者又は適齡未滿者にして徴兵検査の際陸海軍兵たらんことを出願し折角合格しながら身長を以て不採用となるもの相当多数あり昨年の例を以てせば陸軍は身長五尺三寸以上海軍は五尺二寸三分以上の者に就き採用せられたるが如し身長低きものは此の際海軍志願兵を志望せらるゝを可とす

三、下士官となり長く軍隊生活の出來得る者は海軍に志願すれば進級迅かにして給與も多く且つ早く恩給年限にも達し累進して海軍少佐迄に進む途もあり其の他各種の特典あり

通信

●萩局電話通話區域擴張

十二月三日遞信省告示第三千四百四十七號を以て市外通話區域及普通通話料中左の通追加し昭和四年十二月十一日より施行する旨公布せらる。

江津(島根縣) 萩間

一通話時の普通通話料金三十五錢

川本(〃)

萩間

一通話時の普通通話料金五十五錢

十二月七日遞信省告示第三千二百二號を以て同じく左の通十二月十一日より施行の旨公布せらる。

福木(〃)

〃

金六十錢

十二月十三日遞信省告示第三千二百六十七號を以て同じく左記の通十二月十六日より施行の旨公布せらる。

島地(周防)萩間 一通話時の普通通話料金二十錢
萩越ヶ濱 〃 金二十錢

十二月十七日遞信省告示第三千三百九號を以て同じく左記の通十二月二十一日より施行の旨公布せらる。

雲城(島根縣) 萩間

一通話時の普通通話料金二十五錢

十二月十九日遞信省告示第三千三百四十二號を以て左記の通十二月二十一日より施行の旨公布せらる。

道川(島根縣) 萩間

一通話時の普通通話料金二十五錢

全 萩越ヶ濱間 金二十五錢

●萩郵便局昭和四年十二月分事務取扱状況 ▲は減

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物 引受	五四、二〇一	四三、七八六	▲八四、四二五
通常郵便物 配達	三九、三六一	二七、八五〇	▲一、四八九
小包郵便物 引受	四、四七一	四、五四三	▲七三
小包郵便物 配達	六、〇六一	六、三五二	▲二九〇
電報 發信	三、二六〇	二、七五	▲四三五
電報 著信	五、九一〇	四、八二〇	▲一、〇九〇
電報 中繼	二、四九九	二、三四	▲一四五

爲替振出	口數	一、六八七	一、七七〇
爲替拂渡	金額	四八、三八八、八〇四、五八〇、四八〇	▲六、七八八、三八〇
貯金預入	口數	三、三三四	三、四三三
貯金拂戻	金額	七、〇六、四〇〇、〇六五、四〇〇	▲三、五九八、九八〇
貯金契約申込	金額	二、五五二	二、九一七
貯金契約申込	口數	九四九	九八九
貯金拂戻	金額	二九、七三、五八三、〇一九、一三五	▲三、二五五、五三三
貯金契約申込	口數	一、二五	一、〇三
貯金契約申込	金額	七三、九〇〇	一四、八〇〇
貯金契約申込	口數	一〇、六七三	一二、六八六
貯金契約申込	金額	五、六七〇、〇七〇	七、五五七、一三〇
貯金契約申込	口數	—	—
貯金契約申込	金額	—	二五九、八九〇
貯金契約申込	口數	八	七
貯金契約申込	金額	六九、九九〇	三九、七八〇
貯金契約申込	金額	—	▲三〇、二一〇

●萩郵便局十二月分行事

一、精神修養講話會開催

十二月十三日午前十時より河野菘中學校教諭の「家庭生活」と題する講話を又二十日午前十時より中所囑託講師の修養講話を開催多數聴講せり

一、年末首務研究会開催

年末首務繁忙期に當り年賀及年末首劇増郵便物の取扱上遺漏なきを期する爲十二月十七日午前九時より事務研究会を開催年末首施設計畫に付研究を遂げ同十一時終了せり

土木交通

公有水面埋立免許

曩に當町より出願に係る萩町大字椿東字新川より北前小畑に至る左記の地先海面埋立に對し十二月十三日付を以て本縣知事より免許の指令ありたり

一、埋立の目的 道路敷 宅地 雜種地

一、埋立面積 二千四百九十九坪五合五勺

一、工事期間 著手 免許の日より六十日以内 竣工 昭和七年八月三十日

土原道路落成式

土原區内の堤防道路は此の程竣功せしを以て十二月十四日午後一時より土原公會堂に於て同區主催の落成式を舉行せり林町長町會議員並に町内官公署長其の他土原區民多數の列席あり櫻井協和會長の開會の挨拶に次ぎ林町長の祝詞ありて開宴午後三時閉會せり

川尻岬燈竿設置

大津郡向津具村川尻岬燈竿は十一月三十日より點燈を實施せる旨官報を以て公示せらる。

燈質不動白光、光達十五哩

燈高礎上一〇米二、平均水面上五八米、高潮面上 一八九呎、燭光數六〇〇、等級、等外、構造三角 形柱、鐵造、無看手

社會事象

椿町區自治懇談會開催

十二月三日午後八時椿町蓮正寺に於て椿町區民の集會を開催戸主會並衛生組合の設立を協議し戸主會の名稱を大正會と稱し役員選舉の結果大正會長並衛生組合長として同區長田口良允氏を推し夫れより懇談會に移り林町長は町勢の現狀に就き町民の覺醒を促し引續き懇談を遂げ午後十一時散會せり

昭和四年六月以降長門 峽驛を徑入峽者數

六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
二、六〇〇人	二、五〇〇人	二、三〇〇人	二、一〇〇人	二、〇〇〇人	一、九〇〇人	一、八〇〇人	一、七〇〇人

◎同上各府縣別入峽者數

大阪府	山口縣	福岡縣	廣島縣	兵庫縣	京都府	岡山縣	其の他	計
六、二〇〇人	一、五〇〇人	一、五〇〇人	一、五〇〇人	一、五〇〇人	八五〇人	六五〇人	四五〇人	九三〇人

火災警防に付區長役場に 通達

季節柄近時各地に於て失火の災厄頻發することに鑑み十二月九日林町長は各區長役場に宛て左記の如く通達せり

火災警防に關する件

季節の關係上近時町外各地に於て失火の災厄に罹れる者不尠候に付ては之れが警戒防備に關し曩に兒童を有する家庭に對しては小學校を通し注意方申入候次第に有之候處一旦其の災禍に冒さるゝに於ては生命財實に及ぼす危害の程度等豫想し難く現下公私經濟の緊縮を高調する折柄申迄も無之義とは存候得共貴區内に於ける御會合の機會ある毎に火氣取扱の注意方に付不斷の御配慮相煩度爲念此段及通牒候也

妊産婦保護

日本赤十字社山口支部に於ては從來萩町玉木病院に囑託巡回産婆を置きたる所昭和五年一月一日より左

の規程に依り之を實施することゝなれり

巡回産婆派遣規程

第一條 巡回産婆は山口縣内在住の無資力なる妊産婦にして産婆の保護を要するものあるとき其の要求に依り無料にて之を派遣す

第二條 巡回産婆妊産婦の保護を爲したるときは一回到付金壹圓助産に付ては金參圓の手當を支給す

第三條 手當に要する材料費は實費を支給す

第四條 巡回産婆の巡回旅費は實費を支給す

第五條 巡回産婆は被保護者までの往復里程陸路三里汽車二十哩海路十哩を超ゆるものあるときは豫め支部長の承認を受くべし

第六條 巡回産婆は第二條乃至第四條に依る給與金は單價及總金額を記して支部長に請求すべし

第七條 巡回産婆は臺帳を備へ妊産婦の住所氏名保護助産等に關する事項を其の都度記載すべし

第八條 巡回産婆は前月に於ける各妊産婦の保護産兒の出産月日(正規産、異常産、生産死産別に區分し)及性別を翌月三日迄に支部長に報告す

るものとす

第九條 産兒の生産後一ヶ年以内に死亡したるときは生後三十日以内及三十日以上に區別し(氏名病名死亡年月日を記し)其の都度支部長に報告すべし

公人及私人

□

中島本縣畜産技師は家族同伴史蹟見學の爲十二月一日來萩

□

十二月一日松林桂月畫伯歡迎會を高大亭に於て開催

□

蝶野本縣産業技師は竹林講習會の要務を帯び十二月八日來萩

□

前萩町長北野右一氏は展墓の爲十二月十日歸萩

□

高木宇部市主事西村同書記は稅務事務視察の爲十二

月十一日來萩

□

富田三田尻專賣支局屬は史蹟見學の爲十二月十一日來萩

□

本縣社會課石川主事補は萩町聯合男女青年團修養會講師として十二月十三日來萩

□

茨木縣國民高等學校職員生徒四十一名は史蹟見學の爲十二月二十一日來萩

□

柴田東洋大學教授は松陰先生研究の爲十二月二十四日來萩

衛生

昭和四年一月以降死亡者埋火葬別

火葬	十二月中		十一月中		計
	男	女	男	女	
計	一八	二二	二四五	二七五	二六三
埋	八	四〇	五二〇	五二〇	五六〇
葬	一二	一八	一〇五	一〇五	一一三
計	二〇	二〇	一九九	一九九	二一九
合	六〇	六〇	七一九	七一九	七七九

昭和四年一月以降傳染病患者數

病名	十月中發生數		十一月中發生數		計
	人	人	人	人	
腸チブス	一	一	二四	二四	二四
赤痢	一	一	五七	五七	五七
疫痢	一	一	二八	二八	二八
チフテリア	一	一	八	八	八
猩紅熱	一	一	二	二	三
計	一	一	一一九	一一九	一二〇

●トラホーム検診

十一月十八日より十二月十日迄の間萩町一般に涉り
トラホーム検診を執行したり其の状況左の如し

トラホーム検診成績表

月日	検診場所	患者別				計	受検者 總數
		重症	輕症	疑似症	別		
十一月十八日	川島善福寺	1	1	1	1	3	2人
同	土原公會堂	1	1	1	1	3	3人
同	御許町永林寺	1	1	1	1	3	2人
同	江向德隣寺	1	1	1	1	3	1人
同	河添眞行寺	1	1	1	1	3	1人
同	平安古町平安寺	1	1	1	1	3	2人
同	堀内公會堂	1	1	1	1	3	1人
同	瓦町西光寺	1	1	1	1	3	2人
計		5	5	5	5	15	16人

月日	検診場所	重症	輕症	疑似症	計	受検者 總數
十一月廿六日	戎町の坊	1	1	1	3	1人
同	北古萩信用組合	1	1	1	3	3人
同	上五間町報恩寺	1	1	1	3	2人
同	熊谷町俊光寺	1	1	1	3	3人
同	下五間町常念寺	1	1	1	3	1人
同	濱崎町泉福寺	1	1	1	3	5人
同	中津江龍藏寺	1	1	1	3	2人
同	松本紀念館	1	1	1	3	1人
同	香川津山本醫院	1	1	1	3	8人
同	前小畑公會堂	1	1	1	3	1人
同	小畑浦觀音堂	1	1	1	3	2人
同	越ヶ濱中善寺	1	1	1	3	9人
計		5	5	5	15	35人

人事

◎戸籍と身分關係(其の十九)

戸籍訂正

戸籍訂正とは戸籍上の記載に誤謬の存することを發見したる場合に、之が削除又は挿入をなすこと、又は是等の事項を目的とする行爲を云ふ、即ち戸籍の

月日	検診場所	重症	輕症	疑似症	計	受検者 總數
七月七日	椿町蓮正寺	1	1	1	3	1人
同	椿西小學校	1	1	1	3	3人
同	玉江浦觀音院	1	1	1	3	2人
同	木間小學校	1	1	1	3	2人
同	藤ヶ瀬區長役場	1	1	1	3	2人
同	山田信用組合	1	1	1	3	4人
計		5	5	5	15	21人

記載が誤謬に出でたるは所謂法律上許すべからざるもの或は錯誤若は遺脱其の他届出の行爲が無効に基く記載を指稱するのである斯かる場合は戸籍上の記載をして適法ならしめんが爲之が救済の方法がなければならぬ之に依つて戸籍訂正の申請事項を設けられたる所以である換言すれば戸籍訂正の申請は其の誤謬の原因が戸籍上の利害關係人の故意過失に基くと又は市町村長の過誤に依るとを問はず誤謬なる記載が戸籍上に存在することは戸籍の眞正を害し當事者の權利に重大なる影響を及ぼすことを認むるに至りたるものにして戸籍法第六十四條乃至第六十六條には一般の訂正申請に關する規定を、第六十七條には確定判決に基く戸籍訂正申請の規定を、第六十八條には一般届出の通則を本節に準用する旨の規定を設けたものである。
戸籍法第六十四條には戸籍の記載が法律上許すべからざるものなること又は其の記載に錯誤若は遺漏あることを發見したる場合に於ては利害關係人は其の戸籍の存する市役所又は町村役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請するこ

とを得とあり

本條は戸籍訂正申請の一般的通則を定めたもので即ち本條に依り戸籍訂正の申請を爲し得べき場合は以下列記したる事由の存するときに於て利害關係人は其の戸籍の存する市役所又は町村役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を得て戸籍訂正の申請を爲すことが出来るのである

一、戸籍の記載が法律上許すべからざるとき

法律上許すべからざる記載とは例へば戸籍簿に刑罰に處せられたる事項若し破産宣告の記載を爲したるが如きは等の記載は本法に於て戸籍記載の事項として規定したる事項以外に係り戸籍簿に記載すべきものにあらす即ち人の身分事項として本法に於て戸籍簿に記載を許したる事項ならざるを以て斯かる記載は不合法なる記載であると言はねばならぬ故に法律上許すべからざる記載とは法律に於て記載すべからざる不合法なる記載を汎稱したるものにして果して記載自體が法律上許すべからざるものなるや否やは法律の規定に對照して之を決定せねばならぬのである

二、錯誤に基くこと

戸籍の記載が錯誤に基くとは士族を華族として届出をなし此の届書に依りて戸籍の記載をなし又は婚姻届に於て妻の身分を表示するに戸主の妹を姉と表示したるが如く其の記載に齟齬の存する場合を言ふのである

三、遺漏ありたるとき

遺漏とは戸籍の記載事項に欠缺あることを云ふ即ち轉籍届の場合に於て轉出地戸籍に依る戸籍抹消の手續を遺脱したるが如きである

以上、一、二、三、の場合其の誤謬を生したる原因が届出人に存すると市町村長にあるを問はず本條に基き戸籍訂正の申請に依り戸籍の更訂を行ふことが出来るのである

同法第六十五條には届出により効力を生すべき行為に付戸籍の記載を爲したる後其の行為の無効なることを發見したるときは届出人又は届出事件の本人は前條の區裁判所の許可を得て戸籍の訂正を申請することを得とあり

本條は届出に依り効力を生すべき行為の無効なりし

場合に於ける戸籍訂正申請に關する手續を規定したので届出に依り効力を生すべき行為とは分家、廢絶家再興の如く効力發生の條件として届出を必要とする行為を云ふものにして此の行為が市町村長に届出を爲したる後に於て無効なりしことを發見したる場合に届出人又は届出事件の本人は其の戸籍を管轄する區裁判所の許可を得て戸籍訂正を爲すことを許してあるので例は分家其の他廢絶家再興を爲す者が未成年にして而も八、九歳の者なりし場合に於て意思能力不充分なるに拘らず法定代理人に於て之を代理して届出を爲したるが如きは何れも其の行為の無効なる場合に屬す此の場合本條の規定に依つて戸籍訂正の申請を爲すことが出来る

同法第六十六條には前二條の許可の裁判ありたるときは一ヶ月内に其の謄本を添付し戸籍の訂正を申請することを要すとあり

本條は前二條の規定に依り所轄區裁判所が許可の裁判を爲したるときは一ヶ月内に其の許可書の謄本を添付して戸籍の訂正申請を爲すべきものと定めたのである

同法第六十七條には確定判決により戸籍の訂正を爲すべき訴を提起したる者は判決確定の日より一ヶ月内に判決の謄本を添付し訂正の申請を爲すことを要すとあり

又檢事が訴を提起したる場合に於ては判決確定の後遅滞なく戸籍の訂正を請求することを要すとあり本條は確定判決に依り戸籍の訂正申請を爲すべき場合に關する規定で例之は民法第七百七十八條第一號の規定に婚姻當事者間に於て人違ひ其の他の事由に依り婚姻の無効確認を請求し其の無効なることの判決を受け確定したるが如きは其の一例であつて此の場合には確定判決に依り戸籍訂正の申請を爲すことが出来る故に訴を提起したる當事者の一方は判決確定の日より一ヶ月内に判決の謄本を添付して戸籍訂正の申請をせねばならぬ又檢事が訴を提起したるときは民法第七百五十八條の隠居取消又は同法第九百五十一條の規定に依り親族會に於ける家督相續人選定決議の取消を請求し該判決確定したるときに如きを云ふので此の場合には檢事より判決確定後遅滞なく戸籍訂正の請求を爲さねばならぬ之れ蓋し檢事は公益

の代表者として起訴者となり其の目的を達し戸籍の記載と異なる確定判決を得たるべきなるを以て検事より本條の訂正請求を爲さしめ戸籍の眞正を維持せしむるの主旨である

同法第六十八條には第四十三條第四十六條乃至第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第六十三條乃至第六十八條の規定は戸籍訂正の申請に之を準用す

本條は戸籍の訂正申請手續に關し届出通則中の準用條項を規定したので即ち戸籍訂正申請も届出と等しく戸籍に關し訂正を要すべき一定の事項の記載を目的とする手續なるを以て本節に於て特に規定なき事項にして之が差異を生ぜざる範圍に於て届出に關する通則を準用すべきこととし立法上の便宜に出でたる方法に過ぎないのである。

●萩町の本籍戸口數

昭和四年十二月二十八日現在
本籍戸數 — 本籍人口

男	八、九三一	計	一〇、四〇八
女	一、四八五	男	三、三三三
計	一〇、四〇八	女	三、一五七
備考	昭和三年十二月二	備考	昭和三年十二月廿
十八日現在本籍戸數	一萬三千五百五十五戸に	八日現在本籍人口四	萬六千八百八十八人に
比し五十三戸増加		比し二百十八人増加	

●萩町の人口動態

昭和四年	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
一月以降累計	五七六	八三二	二八二	二〇〇	四二

●十二月中出入寄留者

出寄留者	男	四〇人	女	二九人	計	六九人
入寄留者	男	七人	女	二五人	計	三二人
復歸者	男	五	女	三	計	八
退去者	男	五	女	一〇	計	一五
一月中累計	男	一、二六四	女	六四〇	計	一、九〇四

備考 昭和四年中に於ける出入寄留者數の上に付萩町より轉出者一、四一人に對し轉入者は僅に七六七人に過ぎざるが如きは大に研究を要すべきことと思ふ何とかして萩町に適當する企業を勵まし反對に轉入者を多からしめ自町の殷盛を期したいものである

●受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

罪名	現住する者	萩町に現住せざる者	計	一月以前降の累計	前年十二月迄累計
賭博	一	一	二	二七	二一
詐欺	二	一	三	八	八
竊盜	一	一	二	二	一
機船底曳網漁業	一	一	二	一	一
取締規則違反	三	一	四	三	四
出版法違反	一	一	二	一	二

飲食物防腐劑取締規則違反	一	一	二	一	一
住居侵入	一	一	二	一	一
傷害	一	一	二	一	一
殺人	一	一	二	一	一
失火	一	一	二	一	一
阿片煙販賣	一	一	二	一	一
銃砲火藥取締違反	一	一	二	一	一
賣藥法違反	一	一	二	一	一
陸軍軍人服役令施行規則違反	一	一	二	一	一
暴力行為等處罰違反	一	一	二	一	一
自動車取締令違反	一	一	二	一	一
古物商取締規則違反	一	一	二	一	一
議員選舉法違反	一	一	二	一	一
印紙税法違反	一	一	二	一	一
要塞地帶法違反	一	一	二	一	一
業務上過失致死	一	一	二	一	一

嬰 兒 殺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
齒科醫法違反	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
贓物牙保	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口縣警察犯處罰令違反	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
按摩術營業取締規則違反	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
牛乳營業取締規則違反	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
郵便法違反	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
電信法並電氣事業法違反	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公務執行妨害	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

備考 昭和四年中に於ける受刑者数は合計一四五名にして昭和三年中の合計一一七人に比較して見ると主として漁業取締規則違反一九人賭博六人傷害七人を増して居る様である大に注意すべきことと思ふ

雜 事

◎寄贈圖書

- 公私經濟緊縮映畫筋書集 一部 内務省社會局
- 國産品の使用獎勵に就て 一部 全
- 防長俱樂部 第六號 一部 防長俱樂部
- 地下上申風土注進案 一部 溝部並村長
- 校友會雜誌開創卅周年記念號 一部 萩中學校校友會

◎感謝默禱之辭

食前
美はしうしてうまさ朝(晝夕)食今饗く
希くは我人諸共に心身健かにして
同じく正道に進まんことを……
食を饗りては方に真理を心の食とし
噛み碎きて諸徳の味ひを知らんことを禱る
頂きます……

食 後

飲食を終りて身力みちたり
勇氣前に倍して事を爲すに堪わん
いでや奮つて己が業にぞいそしまん
いでや奮つて己が道にぞいそしまん
御馳走さま……

右は十二月十三日より十八日まで本町海潮寺禪堂に於ける萩町聯合青年團聯合女子青年團修養會員の爲感謝默禱の辭と爲し毎食事の際之を實行したるものなり

◎公私經濟緊縮に關する

當選標語

曩に内務省社會局に於て懸賞募集に係る標語として左記の通決定したる旨今回發表せられたり。

- 壹等 緊縮は伸びる日本の旗章 東京市外西巢鴨雲雀ヶ谷 高橋 要一
- 二一九二野口子之作方

貳 等

- 渦く國難乗り切る緊縮 宮崎縣都城市姫城町一一四 田代 徹
- 明治の舶來昭和の國産 三重縣飯南郡花園村驛部田 高倉朝次郎
- 今は緊縮時世に習へ 静岡縣静岡市住吉町二丁目二七 曾根 はつ

參 等

- 伸びよ日本緊まれ國民 東京市外荏原町小山六四清水方 黒澤 功
- 言ふより行へ今日より節約 愛媛縣宇和島町 愛媛縣立宇和島高等女學校 締めよ心と財布の紐を勝てよ平和の戦に 埼玉縣北埼玉郡羽生町 早川晴太郎
- 緊めた生計に伸び行く日本 東京市外高田町雜司ヶ谷二三二 江上喜代太
- シヤンと締めたよ緊縮手綱輝く日本に馳せる駒 東京市外大井町八三五 木村 一郎
- 等外佳作 緊める財布に景氣が宿る

東京市外杉並町馬橋一七五

鯉沼 茂

緊縮は心の帯の締め直し

東京市本所區中之郷元町二四

窪田秀之助

舉げて緊縮平時の奉公

茨城縣多賀郡日立町

佐藤忠次郎

宮田下鶴子ノ濱

光明は輝く節約の峰へ

小茂田敏治

群馬縣佐波郡豐受村大字長沼

間に合ふ限り國産品

山田 久彌

北海道札幌市南七條

西九丁目一〇二六

常久太一郎

彼岸の光緊縮の橋

福井縣武生町上市村

片山光之助

節約守りて日の旗上がる

兵庫縣加東郡社町

萱野 英二

緊縮の一步は幸福の一步なり

東京市本郷區駒込動坂町一二五

時任 春枝

品は國産消費は合理化

名古屋市南區瑞穂町七〇ノ一

木野 一夫

節めた生活と金解禁は明るい日本の旗標

東京市外代々幡町幡ヶ

谷四七九長澤藤助方

●十二月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

二日 松林桂月氏歓迎會を高大亭に於て開催出席

員七十五名林町長金子助役列席

三日 男女青年團修養會に關する協議會開催

四日 兵事主任集會を佐々並村役場に於て開催三

村兵事課長出席

五日 久原會創立發起人會を高大亭に於て開催林

町長金子助役出席

七日 北古萩信用購買販賣組合の件につき岡村北

古萩區長外二名町衛に於て林町長と會談す

八日 金子助役は本縣社會課員と共に町内各地の

民情を實地に於き視察す蝶野本縣技手は竹

林講習會の用務を帯び來萩

九日 岡本萩稅務署長は齋藤、山本兩屬と共に國

稅事務監査の爲來廳

十日 林町長郷里熊毛郡へ歸省

十一日 香川津二孝子例祭につき金子助役參列

十二日 林町長熊毛郡より歸萩

十五日 町公會堂に於て阿武郡教育會主催に係る教

化運動に關する映畫活動寫眞會開催

十六日 金子助役は林野整理委員と共に萩町川上村

入會町村有林野境界地協定の爲田床の林野

を踏査す

十七日 町衛に於て製絲事業に關する協議會開催林

安次郎外二五名出席

二十日 町衛に於て自作農共勵組合設立協議會開催

伊藤公銅像建設に關し末岡、河野、厚東三

氏林町長と懇談す。

●昨年の今月今日

一日 椿東、椿西、白水各小學校の奉安殿竣成に

つき御眞影奉遷式舉行。

五日 公會堂に於て郡内社會事業主務吏員並に方

面委員の集會開催。

萩町中村淺一より山口縣參事會に對し訴願

したる萩町全議員選舉の効力に關し申立て

相立たざる旨の裁決ありたり

九日 大津郡黃波戸驛鐵道開通式舉行林町長臨席

十日 魚市場委員會開催本特別會計の檢査並市場

改善に關する協議會開催。

公會堂に於て萩中、萩商生徒に對し岩田博

藏氏の歐米視察談開催。

十一日 香川津二孝子例祭執行に付金子主事代參。

公會堂に於て萩高女、萩修善校生徒各種婦

人團體員に對し岩田博藏氏の歐米婦人觀に

付ての講演會開催。

十四日 公會堂に於て統計調査委員會及夏蜜柑肥料

配合に關する講話會開催。

十五日 越ヶ濱小學校に於て同地上水道改築工事落

成式舉行。

十六日 明倫小學校講堂に於て教育に關する御沙汰

書奉讀式舉行。

明倫青年訓練所生徒卒業式及進級式舉行。

最寄神社に於て町内入退營兵の宣誓並奉告

式舉行。

二十日 玉江浦に於て矯風獎善に關する協議會開催

町衛に於て本郡町村長集會開催。

